

第Ⅲ章 不正事案への対応など

1 不正事案への対応

(1) 薬物犯罪の捜査・取締り

○ 不正な麻薬、大麻、覚醒剤などの薬物犯罪について、捜査・取締りを行いました。

① 法令別検挙人員

(関東信越厚生局における令和元年/平成31年の実績)

麻薬及び向精神薬取締法	26人 (平成30年 35人)
あへん法	0人 (平成30年 0人)
大麻取締法	111人 (平成30年 124人)
覚せい剤取締法	60人 (平成30年 71人)
麻薬特例法	18人 (平成30年 8人)
医薬品医療機器等法 (旧薬事法)	2人 (平成30年 19人)
合計	217人 (平成30年 257人)

② 管内の特徴等

検挙人員は217人と前年同様、200人を超えました。

このうち、覚醒剤事件の検挙人員は60人、大麻事犯は111人と薬物事犯の大半を占めています。

覚醒剤の押収量は1トンを超え、前年から大幅に増加しました。覚醒剤の密輸入事犯が増加傾向にあります。

大麻草は1千株以上押収しました。大麻事犯は栽培事犯と若年層による関与が増加傾向にあります。

麻薬取締部では、国内外の関係機関と連携し密輸入事犯を摘発するとともに大麻事犯の取締りを強化しています。

(2) 保険医療機関等の指定の取消・保険医等の登録の取消

- 診療内容・診療報酬等の請求において、不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある際に、患者への調査・確認を行い、当該事実の確認（監査）を行ったうえで、保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消といった行政処分を行いました。

① 取消の状況（関東信越厚生局における平成30年度の実績）

保険医療機関等の指定取消 (取消相当含む)	7 件（平成29年度 8 件）
保険医等の登録取消	7 人（平成29年度 5 人）

※ 指定の取消相当とは、保険医療機関等が廃止となっているため行政処分はできないものの、指定の取消の行政処分と同等の取扱いとするものです。

② 特徴等

- ・ 不正内容は付増請求、振替請求がそのほとんどを占めています。
- ・ 取消に係る端緒は、指導を行った際に不正が強く疑われたことによるものです。